平成 30 年 2 月 19 日
豊田市　定住促進課

サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る意見聴取手続きについて

サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る意見聴取の手続きについて、豊田市が意見を述べる観点は以下のとおりです。

① 公共交通機関へのアクセス

公共交通機関を利用しやすい立地であるかどうか。

【申請書】 最寄りの駅又はバス停名、住宅からの直線距離、所要時間を記入してください。
【添付書類】 住宅、最寄りの公共交通機関の場所を記載した案内図

② 医療・介護施設との連携

入居者が医療、介護サービスの利用を求めた際に必要なサービスが提供できる機関、事業所を案内できる体制であるか。

- 併設された医療機関・介護事業所により医療・介護サービスが提供される。
- 協定の締結等を通じて医療機関よりサービスが提供される。
- 近隣にある医療機関・介護事業所によりサービスが提供される。

【申請書】該当するいずれかの項目にチェックをし、サービス内容、施設名を記入してください。
【添付書類】協定等がある場合は協定書等の写し
医療機関・介護施設の場所を記載した案内図(上記案内図との兼用可)

※ 行政計画の策定等により、内容が変更する場合があります。